

原著

# 明治初年における会津藩士山本覚馬の動静 —薩摩藩邸捕囚から京都府登用までの新たな解釈—

鈴木栄樹\*

京都薬科大学 名誉教授

会津藩士で洋式砲術家の山本覚馬は、榎村正直・明石博高とともに、明治初年に京都の近代化の礎を築いた代表的人物として知られている。本稿は、慶応4年（明治元年）1月3日の鳥羽・伏見の戦い勃発直後の9日に薩摩藩によって捕縛・収獄されて以降の山本の動静について、これまでの研究をふまえて基本的な事実を確定ないしは推定し、さらに京都府による山本覚馬登用の背景を当時の政治社会状況との関連で明らかにすることを課題としている。この作業を行うため、これまで知られている史料を丹念に読み込みむという歴史研究において基本的な姿勢をとった。そうした考察の結果、従来の諸研究に見られる事実誤認や解釈の誤りも指摘しつつ、当該期の山本の動静、さらには山本を登用しようとする京都府側の動きを天皇再東幸後の政府（留守官）の施策との関係で明らかにすることができた。

キーワード：榎村正直、松田道之、藤村紫朗、留守官、兵部省治療所

受付日：2024年1月31日、受理日：2024年4月17日

## はじめに

明治初年における京都の近代化始動期の記述においては、榎村正直とともに山本覚馬・明石博高の名が必ず登場する。3人のうち、会津藩士で洋式砲術家の山本覚馬は、新島襄とともに同志社を創立した人物でもあり、分厚い研究蓄積を持っている。しかし慶応4年（明治元年）1月以降の薩摩藩邸（以下、邸と屋敷を両用）での捕囚の境遇から明治3年4月の京都府登用までの時期（以下、当該期と略記）における動静は長年知られないままであった。その最大の

理由は、山本に関わる史料がきわめて乏しいことにある。幕末期以来、山本が失明同然とも言える状態にあり、当該期には口述筆記以外に自ら筆を執って記したものはない。加えて、戊辰戦争で「賊軍」とされた会津藩士として、かつての王城の地で明治という新時代を生きることを選んだ山本は、多くを語り残すこともなかった。

こうした史料的制約があったなか、竹内力雄氏の精力的な博搜によって得られた新たな史料が2000年代に入って公表され始めた<sup>1)</sup>。また、1982年以降、山本の献策「管見」の写本と思われるものも複数発見されてきている（後述）。しかしながら、そうした諸史料を当該期の大状況の中に位置づけてどのように解釈するかとい

\*連絡先：  
〒607-8414 京都市山科区御陵中内町5  
京都薬科大学

う点においては未だ課題が残されている。本稿での考察の第1の課題は、これまでの諸研究や諸史料を踏まえて当該期における山本の動静について基本的な事実を確定ないしは合理的に推定することである。第2の課題は、明治2年から翌年にかけての京都府の政治社会環境、具体的には天皇再東幸による留守官（留守太政官）の設置、再東幸後の京都市中（当時の上下京など市街区域）の衰微、加えて皇后東啓にともなう市中の混乱、さらに粟田口止刑一件などに関わらせながら山本登用の背景、理由を明らかにすることである。以上2つの課題を整合的に進める上で、当該期の山本が直接・間接に関わった草創期の諸施設や諸官衙のめまぐるしい変遷を細かく辿ることが不可欠となってくる。その結果、いきおい煩雑な叙述とならざるをえなかったことをお断りしておく。

予め次の諸点を記しておく。山本についての唯一とも言える伝記に青山霞村『山本覚馬』がある（「付録 山本覚馬先生遺稿」収録）。同志社から1928（昭和3）年に刊行された。外題は「山本覚馬」であるが、本文末尾に「山本覚馬伝」とあるため、『山本覚馬伝』とされることもある。1976（昭和51）年に社会福祉法人ライトハウスから『増補改訂 山本覚馬伝』として出された。本文中に新たな注記が加えられるとともに、「補遺篇」「山本覚馬年譜」などが加えられた。原著者青山嘉二郎（霞村）、校閲者住谷悦治、補遺篇総括執筆杉井六郎、編集者田村敬男、序文は当時の京都府知事蜷川虎三が寄せている。なお、原著の奥付には著者として青山霞村の名が記されているが、青山自身による「編者の言葉」には、「この伝記は竹林熊彦氏執筆の稿本を基として改編増補したもの」とある。こうした事情に鑑みれば青山霞村は原著の編著者として考えるべきだろう。

同書は山本覚馬研究の導きの書ではあるが、最大の難点は典拠が示されていないことであ

る。また原著だけでなく改訂増補版でも誤りや不正確な記述が散見されることは以下の叙述のなかでふれていく。しかし、現在でも山本覚馬とその時代を描く際に頻繁に引用される書物でもあるので、あえて同書を軸にして以下の考察を進めていく。本稿では同書を『山本覚馬伝』と記し、その引用は改訂増補版の該当ページで本文中に示す。

引用文献中には、国立国会図書館（デジタルコレクション）と国立公文書館（デジタルアーカイブ）所蔵の史料や文献を Web 上で閲覧したものもある。前者は【NDL】、後者は【NAJ】と略記し、文献の URL、最終閲覧年月日等を記した。その他の公的機関の Web 上で閲覧した文献等についても同様の記載法をとっている。

引用文中の（ ）内は原文のもの、〔 〕内は筆者の補足ないしは注釈、訂正などを示す。筆者の文中の（ ）内は筆者自身によるものである。引用文中の誤りと思われる箇所には〔ママ〕などを付した。

史料を引用する場合には、原則として次の処置を施した。旧字体・異体字は新字体ないしは通行の字体に、変体仮名は平仮名に直し、合字は片仮名または平仮名に開いた。引用原文に句読点がない場合が多いが、適宜文末以外で読点（カンマ）のみを加えた。読点をどこに付すかで解釈が異なることに配慮していることによる。原文に句読点がある場合にはそれを尊重しつつ、適宜読点のみを付し、あるいは付し直した。また、原則としてルビは筆者が付したものである。

## 第1節 「山本覚馬翁略伝」および「管見」

### (1) 「山本覚馬翁略伝」について

慶応3年12月9日(1868年1月3日)の王政復古政変直後の12日、二条城に拠っていた徳川慶喜ほか会津藩主松平容保・桑名藩主松平定敬らとその麾下軍勢は京から退去して大坂城へ向かった。ほぼ視力を失っていた山本は京に残り、大坂側と新政府側との武力衝突を回避しようとしたものの、年が改まった正月3日夕刻に鳥羽・伏見の戦いが勃発してしまう。翌4日付で新政府は薩摩藩に対して、京都守護職を務めていた会津藩の本陣である黒谷(金戒光明寺)辺の会津藩兵を早々に打ち払うよう命じた<sup>2)</sup>。こうした中、山本は蹴上辺で薩摩藩兵に捕らえられて薩摩藩二本松屋敷(現在の同志社大学今出川キャンパス辺)に幽閉、その後赦されて明治3年4月に京都府の「顧問」として採用された。以上が、長らく一般的に考えられていた当該期の山本覚馬の動静である。

この通説の源を訪ねると、明治25(1892)年12月28日の山本死去2日後、30日に挙行された葬儀に際して、山本を師と仰ぐ浜岡光哲(当時は日出新聞社社長)が門人を代表して朗読した「山本覚馬翁略伝」(以下、「山本略伝」と略記)に行き着く。『山本覚馬伝』も、大筋ではこの「山本略伝」に拠っているもので、やや長くなるが、当該期に関わる箇所を引用する(p.316-319)。

〔前略〕明治元年戊辰三月三日、伏見鳥羽の戦起る、朝廷、嘉彰親王を拝して征討將軍と為し、錦旗節刀を賜ふ、先生<sup>これ</sup>之ヲ聞き、会藩の大義を誤り賊名を得んことを憂へ、疾<sup>つと</sup>を力めて起ち、会兵に諭さんと欲す、往て伏見に到る、道路梗塞して通ぜず、旋転数日更に山科より入京し、会藩の朝廷に敵す

るの意なきを弁疏せんとす、途<sup>はあげ</sup>蹴上に於て薩の巡邏兵に逢ふ、先生告ぐるに会藩の士なるを以てす、薩兵將に之を殺さんとす、時に先生を知る者あり、会藩の名士たるを弁じ、乃ち纔に死を免かれ、薩邸に監致せらる、其薩邸に囚となるや、時事に關し意見を陳述し一書を作る、題して管見と曰ふ、小松帯刀、西郷隆盛等は曾て先生の識る所、之を觀て大に其卓見に感ず、是より待遇俄に鄭重を加ふ、閏五月、先生仙台藩邸の病院に移され、始めて岩倉具視公と相識る、明治二年朝廷先生の用ふべきを知り赦して京都府顧問と為す。〔後略〕

なお、当該期に先だつ慶応2、3年(1867)の山本覚馬の動静については会津藩・和歌山藩による銃器購入の動きと関わらせて荒木康彦『近代日独交渉史研究序説』がかなり詳しく論じている。同書は、副題を「最初のドイツ大学日本人留学生馬島濟治とカール・レーマン」とし、会津藩医師の家に生まれた馬島濟治(小松濟治)とその蘭学の師山本覚馬、のちに京都府と深い関わりをもつカール・レーマンについて興味深い事実を明らかにしている<sup>3)</sup>。

### (2) いわゆる「管見」について

『山本覚馬伝』には、慶応4年前半の薩摩藩邸捕囚期における山本覚馬の建白として2点が掲げられている。ひとつは3月付の「御執事中」宛「時勢之儀ニ付拙見申上候書付」(以下、「拙見」と略記)、他は6月付の「御役所」宛「管見」である(p.212-228)。

「管見」という名称は、すでに浜岡が朗読した「山本略伝」中に「題して管見と曰ふ」と述べられていることから山本生前からの名称であったことが知れる。その後、大正後半になると「管見」が「皇礎志」という名で保険論に注目する読者の関心を惹いていた。たとえば1921年の滴々楼主人「本邦保険の首唱者山本覚馬翁」は、「『管見』別名『皇礎志』といふ、僅々

十数葉の写本である。が、天下の経綸を説破して殆んど剩す所なく、実<sup>〔ママ〕</sup>に一種の政経である、その中に保険会社を設くる必要を説き」云々と記している<sup>4)</sup>。

『山本覚馬伝』記載の「拙見」と「管見」は底本が明らかでなく、また長らく写本の存在も確認できていない。1982年になって同志社大学図書館書庫内から「拙見」と「管見」をあわせた「山本覚馬建白」（以下、「山本建白」と略記）が見つかったことが同館図書館報にて報告され、2020年に同志社女子大学史料センターから現代語訳と英語訳とを付して翻刻出版された（竹内力雄「山本覚馬とその時代」も掲載）。これらが『山本覚馬伝』掲載の「拙見」「管見」の底本となる写本なのかどうかは、字句の異同、そして内容面でいくつかの相違があることから判定しがたい<sup>5)</sup>。なお、「山本建白」では、6月付の添書が建白の冒頭に置かれ、ついで「拙見」、そして「管見」本文（「管見」との見出しはないが）、その後「小引」、最後に醍醐忠順と島津久徴が栗原只一から借得して筆写した年月の記載という編次になっている。同書は、以上の全体を「山本覚馬建白」＝「管見」と認識しているようである。

「管見」の内容についての考察は他日に期して、本稿では以上の点を前提として、「管見」と「拙見」が提出された時期と宛先について考えてみる。3月付「拙見」（pp.208-211）の宛先は、冒頭の文中に「先般御取押相成、重大罪<sup>〔ママ〕</sup>之罪万死ヲ不免」と記され、また「御藩淵辺直右衛門〔群平〕」の名が挙げられている点からも、これまでどおり、山本を捕縛した薩摩藩の「御執事中」宛、具体的には藩主島津忠義宛と考えてよいだろう。

それに対して「管見」の方は、序文にあたる「小引」の日付である5月に「管見」本文の作成が終わり、6月付の「御役所」宛の添書を付して呈上されたと考えられる。「御役所」は、

これまで薩摩藩と考えられてきたが、軍務官御役所だと考えるべきであろう。後述するように、山本らは6月18日に薩摩藩から軍務官へ引き渡される。島津忠義が5月20日に率兵東上の勅命を承けて、同囚の野沢等が29日に軍務官へ引き渡されたこと、6月5日に久義らが京を発ったことなどの情報は、その頃の山本の耳にも入っていたであろう。主君容保に迫る危機を懸念した山本が、主君贖罪の一助になればとの一途な思いで「管見」を書いたことは、「万一御採用之廉有之、献芹之野志相貫候ハハ、上ハ御国恩を報し、下は寡君之罪状を償ふ一端ニも相成可申歟」というくだりからも窺える。「管見」という「献芹」（献策）を「御採用」するのは薩摩藩ではなく政府だということは自明である。また、「山本建白」の編次では、日付を考えれば先に置かれるべき3月付薩摩藩「御執事中」宛の一文より前、冒頭に6月付「御役所」宛の添書が置かれていることも政府機関である軍務官宛であったことを示しているのではないか。ただし、「管見」が6月になって軍務官と薩摩藩の双方に呈上された可能性もある。そのばあい、3月付（この月に実際に呈上されたという確証はないが）の一文は、建白ではなく薩摩藩宛「管見」の添書的性格を持つということになる。

末尾になるが、「管見」の写本についてふれておく。一つは、2018年に吉海直人氏が古書店から購入した「管見」写本（影月堂文庫本）<sup>6)</sup>、もう一つは、2019年に見出された防衛省防衛研究所所蔵の「管見」である（2019年9月24日付『福島民友新聞』掲載記事）。いずれも筆者は未見のものであり、とくに後者については後考を待ちたい。



## 第2節 薩摩藩邸捕囚から 「仙台藩邸の病院」へ

### (1) 薩摩藩から軍務官への引き渡し

「山本略伝」中に山本が「仙台藩邸の病院に移され」たとされる「閏五月」であるが、この時期に「閏五月」はない。では、移されたのはいつなのか。「竹内 2002」は『鹿児島県史料忠義公史料』<sup>7)</sup>中に収載されている「当春来留置ノ捕虜ヲ軍務官ニ引渡ス」との綱文のもとに一括された史料を提示している。しかし、竹内氏は簡単な注釈を付しているだけなので、以下に、前記『鹿児島県史料』に直接拠って要点を摘記しながら私見を加えていく。

最も早い日付の史料は、5月28日付の「御官名〔島津修理大夫、忠義〕内 新納嘉藤二」からの伺書である。宛先を欠くが、あとに続く日付の史料から軍務官宛であることがわかる。この伺書には、桑名藩山崎幸一郎、会津藩松本清次郎、同山本覚馬、徳川家来波多野小太郎、同遠山専之丞ら5名ほか会津領分百姓瑛斎・運次郎ら農民や町人ら6名について、いちいち召捕や自訴の日付とその場所を記した上で、「右生捕之者、是迄弊藩へ番人相付召置候へ共、此節御名東下被仰付候付、<sup>にんじゅう</sup>残人数〔兵員〕別テ相少、番人数<sup>たりあい</sup>足合不申、此俣召置、自然不行届之変到来仕候テハ、無申訳次第御座候間、其御筋へ差出候様被仰付可被下哉、何分御差図奉伺候」と記している。山本覚馬については、「辰正月九日於蹴上召捕」とある。竹内氏が記すように、「山本略伝」に記された蹴上という場所が正しいことが確認され、捕らえられたのが1月9日であったことが明らかになる。

「御東下」というのは、前記したように、先だつ5月20日に藩主島津忠義が佐土原藩主島津忠寛とともに率兵東下を命じられたことを指

している。両名は6月5日に京を発つのだが、これにより藩邸の兵員が不足し、山本ら捕囚人たちを監視する番人も足りなくなるため、不測の事態を懸念して彼らを軍務官に引き渡したいと伺ったのである。

軍務官からの回答文は載せられていないが即日回答があったようである。翌29日付の新納から主殿（島津久壽カ）宛の報告によれば、軍務官御用掛船越洋之丞から、山崎ら5名については追って沙汰するのでこれまでどおり藩邸に召置き、瑛斎ら6名については、その日、つまり29日に軍務官へ行って船越に引き渡したという。船越洋之丞は24日付で軍務官権判事になったばかりの船越洋之助、のちに千葉県令・知事となる船越衛である。

その後、6月に入って藩主が東下したあとの18日付で新納はその日に山本ら5名を連れて軍務官へ行き、船越に引き渡したことを主殿宛に報告し、20日付では島津図書（久治）ら家老宛に藩主忠義および久光への上達を依頼している。以上から、「山本略伝」が記す「仙台藩邸の病院に移され」たのは6月18日もしくはそれ以降のこととなる。というのも、後にみるように「仙台藩邸の病院」というのは、軍務官病院のことだからである。

次に、『山本覚馬伝』に挙げられた山本と同囚の人物（p.55）についてみておく。彼らのうち5月29日に軍務官へ引き渡された山崎・松本・波多野・遠山は同書にも記されている。同書には、ほかに安住運次郎と佐久間英明、そして野沢鶏一の名が挙げられている。安住は先の新納報告中の「会津領分百姓 運次郎」だろう。また「京都因幡堂薬王院弟子 英明」と記されるのは、『山本覚馬伝』での佐久間英明である。「新選組だが、みずからは出家で京都の因幡薬師の僧だといっていた」人物で、両名もすでに5月29日に軍務官に引き渡されていた。

そして、「辰正月五日、於西洞院上長者町上

ル長徳寺召捕」の「会津領分百姓」瑛齋が「管見」を筆記したとされる野沢鷄一になる。野沢は当時17歳、会津藩士の子で山本が京都の長徳寺に開いた洋学所に学んでいた。野沢の略伝<sup>8)</sup>によれば、鳥羽・伏見の戦いが始まると、洋学所に手入れがあり会津藩の野沢だけが相国寺、つまり薩摩藩邸内の撃剣場中に抑留されたが、「同所ニ繋カル、コト数日ニシテ二条城内ノ軍務官ニ送附セラレ、六月十四日又タ京都府ニ移サレテ牢獄ニ投ゼラレシガ、数回ノ尋問ヲ経タル後チ九月十二日ヲ以テ放免セラレ」たとあり、同日付の「赦状」が略伝中に載せられている。先の新納報告中の記載との時期的な対応関係が不明であるが、「赦状」の内容からは明治天皇の即位大礼（8月27日）、ついで明治改元（9月8日）が公布されたことによるものとわかる。なお、のちに山本は野沢を留学から帰国した小松済治に紹介し（p.58）、小松のついでで入学した大阪開成所で出会った星亨とは政治的な行動をとともにしている。

「赦状」という点では、山本がこの時の大赦の対象にならなかったのだろうか。『明治天皇紀』9月8日条には「令して天下に大赦を行ひ、犯情赦し難き者を除くの外、総て刑一等を減ず」（宮内庁、1968、吉川弘文館、東京）とあるから、この時点での山本の赦免も想定されうる。しかし、山本のばあい、旧主松平容保が罪を赦されて「家を存録し、継嗣を奏請せしめ」られたのが明治2年9月28日であり、ついで11月3日に長子容大が華族に列せられて陸奥国に3万石を与えられた（斗南藩）という事実（『明治天皇紀』）を勘案する必要がある。「山本略伝」中の「明治二年朝廷先生の用ふべきを知り赦して京都府顧問と為す」は、「明治二年朝廷先生の用ふべきを知り赦して、〔のちに〕京都府顧問と為す」とも解釈できる。山本の赦免は斗南藩立藩後のことではないだろうか。

## (2) 「兵部省食客」山本覚馬

軍務官に引き渡された山本は、具体的にはどこにおかれたのか。「仙台藩邸の病院に移され」とはどのような事実をさすのか。その説明の前に、明治3年3、4月の時期に京都府側から山本登用の動きがでてきた点について先にみておく。なお、明治2年7月8日の官制改革で軍務官は兵部省へと再編されている。

すでに知られているように、「京都府史 政治部 勸業類」<sup>9)</sup>中「伝習」の項の明治3年4月の網文によれば、「洋学者山本覚馬ヲ本府ニ登傭シ、以テ開物勸業ノ道ヲ伝習セシム」とあり、3月28日付で京都府から（留守官の）弁官宛に出された伺書が載せられている。その伺書についての編纂者による説明には、「是ヨリ先キ故<sup>(ママ)</sup>ヘアリ、兵部省ニ寄食」していた山本を登用するために京都府が既に同省に照会していたことが記されている。28日付伺書は、すでに兵部省からの内諾を受けた京都府が、弁官宛つまり政府へ許可を求めたものである。

伺書は、兵部省—ここでは後述の兵部省京都出張所—からの回答内容を伝えている部分である—「元会津藩 兵部省食客 山本覚馬」については、「会人取締嚴重ノ節」、先に、軍務官において糾問したが疑わしい事も無く、また当人は「外国ノ事情モ心得居有用ノ者」なので、「直様留置、〔政府へ〕御差図伺出置」しているところである。眼病を患ってはいるけれども、「是迄ノ勤学ノ力ヲ以テ諸人ノ教授モ随意ニ相<sup>ととのえ</sup>調」ていて、さらに「此度兵部省ニハ復籍モ可為致詮議ニ相成」ということであった。そこで「山本を当府へ採用之儀」について兵部省へ示談に及んだところ、差し支えないが、山本については予てより政府に指示を仰いでいるとのことで、あらためて京都府から直接、政府の意向を伺う次第である。

京都府が山本の登用を望む理由として、当府

には「海外ノ事ニ委敷人材無之、差岡居候折柄」山本を登用して物産引立会所に差し置き、「開化勸業ノ助ケモ致度」<sup>(ニクカ)</sup>という。以上が京都府からの伺書の概要になる。物産引立会所は、伺書に先だつ1月、京都府が産業振興のため東洞院六角に開設した施設である (pp. 102-104)。当初は山本を同所へ雇い置くことを考えていたことからすると、京都府が山本の登用を具体的に考慮し始めたのは1月以降と考えてよいだろう。

「京都府史」には収録されていないが、「公文録」中には4月7日付で弁官から兵部省宛に打診がなされたこと、同日付で兵部省から山本登用は差し支えない旨の回答が弁官宛にあったことがわかる。このように事がスムーズに運んだ理由がのちに明らかとなる。こうして、「京都府史」には、「原注」として4月14日付で弁官、すなわち政府から京都府宛に「<sup>うかがいのとおりたるべき</sup>可為伺之通事」として、山本覚馬の登用が認められたので（仮にこの日を登用の日としておく）、京都府では「爾後、覚馬ヲ雇用シ、月俸・口糧ヲ給シ」と追記されている。ただし、正式に雇用されたわけではなかったことで「顧問」という表現がとられてきたのだろう。

この28日付伺書の本文だけは、寺尾宏二『明治初期京都経済史』や『山本覚馬伝』「補遺篇」にも引用されている (p. 253)。そして、「兵部省食客」という山本の立場について、寺尾氏は「今までの諸書には兵部省食客に関して何ら記してない。彼の砲術・兵学よりすれば、或はこの方面の起用も大いに考へらるべき所であつたらう。食客の語は奇異の感を与へるが、彼の眼疾の治癒を俟つたものと見る事も出来よう」と述べている<sup>10)</sup>。

寺尾氏は山本を兵部省で起用しようとしていたと考えている。この理解は、おそらく「此度兵部省ニハ復籍モ可為致詮議ニ相成」を兵部省で雇うために詮議していると理解したのである

う。同様の理解は、『山本覚馬伝』「補遺篇」でも述べられている。すなわち、「兵部省でも、山本覚馬の身柄をそのまま引き継いだが、今度は山本覚馬を正式に雇用するための手続きを進めようとしていた」と解釈している (p. 254)。「竹内 2004」(p. 81)も述べているように、「復籍」とは族籍に戻す、前年に「士族」という呼称となっているから士族身分(平民身分もありうる)にするということだろう。だから、「元会津藩士」ではなく「元会津藩」とだけ表記されていると理解すべきである。ただし竹内氏は「旧会津藩(斗南藩)への復籍」とするが、京都府ということもありうる。いずれにしても、兵部省が政府へ諮って「復籍」の手続きを進め始めたのは斗南藩立藩後のことであろう。しかし、3月28日付伺書の検討にあたっては、後述するように、それが京都府と留守官とが合併されていた時期のものだということを考慮すべきである。

「兵部省食客」という表現にもどらう。竹内氏はこの点に注目されていないが、私見では、食客とは何らかのモノを得る対価として衣食住の世話をしている人と考え、山本の場合のモノとは、「外国ノ事情モ心得居、有用ノ者」、「海外ノ事ニ委敷人材」という無形のモノ、すなわち学識や情報、さらには特にカール・レーマンとの人脈だと言えよう。「復籍」が詮議され、「諸人ノ教授モ随意ニ相調」という状態に置かれていたということは、明治3年3月28日段階で、山本はすでに赦免されていたと考えるのが妥当だろう。「直様留置」の意味については後段で検討する。正式な職位はあたえられていないものの、山本の学識を兵部省にとって「有用」と認めて生活に困らないようにさせていた、つまり「兵部省に寄食」させていたと理解したい。

京都府への採用が4月14日付で政府に認められたことで、「兵部省食客」山本覚馬は京都府の「顧問」となった。寺尾前掲書は、山本を「正式の吏員として認める事には問題が残さ

れ]、「一般には京都府顧問と称せられる所因は、公文書にては未だ触目し得ないが、府首脳者より意見を徴せられる立場にあり、之によつて応分の手当を受けてゐた」と考えるのが順当だろうと述べる<sup>11)</sup>。京都府としては正式採用を望んだかもしれないが、山本がそれを辞した可能性も考えてみる必要がある。そこには山本なりの配慮や自制があっただろう。2年前の会津戦争における城下での悲惨な状況は山本の耳にも入っていたに違いない。また、当時の政治社会環境にあって、元会津藩士という出自は否応なく山本の出处進退を束縛していた。つまり山本には旧主・旧藩士が置かれていた状態が常に頭の中にあつたであろうということである。

山本の盟友の会津藩士広沢安任はまた次のように記している—「覚馬ノ名、京中ヲ動セリ、府知事榎村君固ヨリソノ人トナリヲ偉トシ、勸業課出仕ヲ命シ、責ルニ担任ヲ以テセス、時々之ヲ顧問ニ備ラレタリ」<sup>12)</sup>。すでに「顧問」という表現が見られるが、「兵部省食客」から京都府の賓師へ、当初はそうした関係性が実情に近かつただろう。その時期が終わつたのが明治5年1月28日付で山本が「当府出仕十等官員之取扱」を申し付けられ、「四人口月給三十円差遣」された時であろうか。「取扱」という表現に微妙なニュアンスが感じられる。ちなみに、当時の住居は、「河原町三条上ル式丁目下丸屋町」であり、同日付で同町の年寄にも知らせ、「戸籍規則之通取計」うよう達せられている。戸籍が作成されるということは、すでに復籍していたことを示す。そして、明治10年12月27日付で、山本は「御用無之当府出仕差免」となった<sup>13)</sup>。ちなみに、「竹内2004」(p.94)は、明治8年8月23日に京都府へ提出された「私学開業願」では貫属はともかく、「平民 山本覚馬」となっていることを教えてくれる。

### (3) 「仙台藩邸の病院」とは何か

話は前後するが、「山本略伝」に記され、諸書に引用されてきた「仙台藩邸の病院」について検討する。これについてもすでに「竹内2004」が関係史料を載せて解説している。ただし、以下は、筆者が竹内氏掲出の史料にも直接あたり、また他の史料にも拠りながら独自にまとめたものである。

『法規分類大全』<sup>14)</sup>によれば、政府は慶応4年2月付で先鋒出張藩に対し、「今度御親征ニ付、各藩人数〔出兵数〕ニ応シ医師召連、陣営ニテ各医打寄、病院相立、療治之手当可致」よう通達している。さらに3月17日付で、軍防事務局より高階安芸守経由と前田杏齋(元温、信輔、薩摩藩藩医)両名が「御親兵被為植〔樹カ〕候ニ付、病院頭取」を仰せ付けられた。この達の頭註には、「御親兵病院頭取ヲ命ス」とあることからして、2月の達によって設けられた各地の病院を一般的に御親兵病院と通称し、それらの頭取とされたのであろう。つまり、(御親兵)病院は京都に限つたものではない。京都の御親兵病院については、中野操『皇国医事大年表』慶応4年3月の項に、「太政官、京都中立売ニ御親兵病院ヲ開設シ、官軍ノ傷病者ヲ治療ス。六月軍務官病院ト改称、翌二年兵部省診療所ト改ム」とあるが<sup>15)</sup>、「中立売」という場所の典拠は明確ではない(後述)。

前掲『法規分類大全』中に「京都府下中長者町仙台屋敷ヲ伊達亀三郎へ下賜」という興味深い記事が載せられている。明治2年3月8日から4月7日にかけて、政府(弁事)と軍務官、そして仙台藩藩主伊達亀三郎公用人中里半九郎の三者間でやりとりされた公文である。「竹内2004」が掲げる「公文録」ほか「太政類典」中にも同じ記事が載せられているが、以下では、『法規分類大全』に拠つて関係箇所全文を箇条書きで示す<sup>16)</sup>。



- ① 明治2年3月8日付 弁事より軍務官宛通牒  
「京都仙台屋敷ノ儀、伊達亀三郎へ御差返シ相成候間、此段申入候事」
- ② 明治2年3月8日付 軍務官より弁事への回答  
「仙台屋敷御差返シニ付御申越之趣承知致シ候、右屋敷ハ御承知通り治療所ニ附、猶早々取払、追テ其御官へ返上可申候也」
- ③ 明治2年4月2日付 同上照会  
「仙台邸御差返ノ儀ニ付御引渡ノ儀、御都合次第御取計可給、仍及御掛合候也」
- ④ 明治2年4月2日付 弁事より軍務官宛  
「仙台邸之事件御掛合之趣承知致候也」
- ⑤ -A [明治2年4月2日付カ] 軍務官より弁事宛通牒  
「仙台屋敷御差返ニ相成候処、治療所未タ転所無之ニ付、伊達亀三郎公用人へ事情相達候処、別紙ノ通申出候間、為御心得申入置候、即別紙入御覽候也  
但、別紙御披見済候ハ、御返シ可被下候也」  
〔別紙〕
- ⑤ -B 明治2年4月6日付 伊達亀三郎公用人中里半九郎より軍務官宛申牒  
「今般、中長者町屋敷弊藩へ下賜候ニ付、一昨四日御引渡相成候処、去夏以来治療所ニ相成居、当時病人モ多人数発生罷在趣承り、仍テ右屋敷内弊藩当分詰合人数住居仕候丈ケ致板仕切、其余ハ当分御用立置候テ不苦候間、此段申上候、以上」
- ⑥ 明治2年4月7日付 弁事ヨリ軍務官へ回答  
「伊達亀三郎屋敷一件、正ニ承知致候也  
追テ、伊達家差出候書附及返却候也」

伊達亀三郎とは伊達宗基のこと、仙台伊達家当主で仙台藩最後の藩主であるが、慶応2年7月15日生まれなので、まだ数え4歳ということになる。この年まもなく版籍奉還により仙台藩知事に就く。この伊達亀三郎への京都屋敷の

差返＝下賜というのは、新政府軍に抗した仙台藩が、慶應4年5月28日に京都邸を没収されたものの、同月12日付で宗基に家名相続を赦し28万石が下賜された（『明治天皇紀』）から、そうした措置の延長であろう。

内容を見ていくと、まず仙台藩邸が⑤-Bで中長者町屋敷と呼ばれているように、中長者町通に北面していた仙台藩邸であることがわかる。つまり、幕末に京都守護職屋敷があった敷地（現在の京都府庁や文化庁の敷地）とは下長者町通を挟んで北西に近接していた。東は西洞院通、西は小川通の範囲内である。元守護職屋敷跡地には、慶応4年閏4月21日に設けられた軍務官の庁舎が置かれ、明治2年7月に京都府庁の同所への移転が達せられ10月11日には移転する<sup>17)</sup>。軍務官病院が置かれた仙台藩邸は軍務官ついで京都府庁とは指呼の間にあった。

なお、「竹内2004」（pp.91-92）が引く『仙台市史』第1巻本編1では「中長者町橋詰町」と記されているが、現在は「中橋詰町」である。北側少し離れて中立売通にも「橋詰町」（現在名は「油橋詰町」）がある。中野前掲書はこの両町名を混同した可能性もある。

さて、三者間で以上のやりとりがなされた前年、明治元年12月13日付で、政府から軍務官宛に次のように達せられていた—「先般病院被為取建候処、当今未タ難被行儀モ有之、暫時病院ノ名目相止メ、当分軍務官治療所ト唱候様被仰出候」。つまり、軍務官治療所は、軍務官病院が改称された施設なのである。「山本略伝」にいう「仙台藩邸の病院」とは、この軍務官病院、ついで軍務官治療所を意味する。軍務官病院であれば、「始めて岩倉具視公と相識る」機会があったとしても何ら不思議ではない。加えて、軍務官庁舎ついで京都府庁舎のすぐ側に軍務官病院・治療所があったことも記憶しておきたい。

さらに見ておくと、⑤-B中の「去夏以来治療所ニ相成」という「治療所」は、正確に言え

ば「病院」となるべきであるが、明治2年4月段階での呼称となっている。その病院が改称された治療所の状況が記されている点に注目したい。そこでは、病人が多くなっているのが仙台藩関係者が居住する空間とは板で間仕切りするので、4月4日に引き渡していただいたが、その他の空間は当分の間、病院として使ってもらってかまわないと伊達家側は理解ある姿勢を示している。

それでは次に、「去夏以来治療所<sup>〔病院〕</sup>ニ相成」という点に注目してみたい。「去夏」は旧暦なので慶応4年4月から6月の間のことである。やはり『法規分類大全』を見ると、5月23日付で軍務官が荻野合慶助を「軍務官病院掛」に任命しているが、29日付で関東方面へ派遣される四條隆諤少将附属を命じられて早々に出立を命じられている。また、6月24日付で「軍務官診療生」が任命されるなど、10月にかけて診療生や合薬生などが任命され、その間の7月12日には薩摩藩の医師内藤泰吉が軍務官病院局長を仰せつかっている<sup>18)</sup>。

このように見てくると、慶応4年間4月にそれまでの軍防事務局が軍務官に再編されてまもない5月あたりに京都軍務官病院が仙台藩邸内に設けられたことがわかる。御親兵病院としての「軍務官病院」は必ずしも京都に限ったわけではなく、戊辰戦争の戦線が広がるにつれて東京はじめ各地に設けられたことが史料から窺える。『陸軍衛生制度史』は、「五月二十三日軍務官病院掛ヲ置カレシモ、七月十七日、其ノ職員ヲシテ諸道ノ軍ニ随從セシム」とある<sup>19)</sup>。軍務官病院診療生として任命された京都の医師たちが、必ずしも京都の軍務官病院で治療などを行ったわけではないのである。

以上の考察で、竹内氏がすでに記していたように山本が収容された「仙台藩邸の病院」が具体的に明らかになったが、京都の軍務官病院のその後をみておく。同院は明治元年11月20日

付で京都府の管理下に移されたが、12月4日付で再び軍務官の管理下へ戻されている。また、「京都府史」によれば、翌明治2年2月17日付で、府下の町医広瀬元恭以下広瀬元周・山崎泰三・安原一郎・木村海蔵・谷口直蔵・武川幸意・徳田伊織ら8名が「軍務官附属治療所用医」とされ、称氏佩刀を許されている<sup>20)</sup>。彼らのうち、広瀬元周については後段でふれる。

以上の考察をいったん整理し、次の疑問点を提示してみたい。仙台藩伊達家の中長者町屋敷は、慶応4年5月23日に設けられた京都の軍務官病院（掛）の施設として利用され、12月13日付で軍務官治療所と改称された。慶応4年6月18日に軍務官に引き渡された山本は、眼病一当時は両脚も不自由であったという一のため、即日か後日かは別として、中長者町通に北面した仙台藩邸内の軍務官病院に収容された。そして、同病院が改称された治療所が、明治2年4月頃には手狭になっていた。では、山本はいつまで治療所に収容されていたのであろうか。

#### (4) 軍務官・兵部省治療所の山本覚馬

すでに知られているように、「公文録」中には、先の弁官宛伺書の1年ほど前、明治2年4月2日付で「治療所頭取中」から軍務官宛に「元会津藩」の山本覚馬についての照会が残されている<sup>21)</sup>。この治療所が軍務官治療所である。

この照会は、昨年来山本に嫌疑の筋があったが、「眼病ニテ昨夏以来治療所〔当時は病院〕ニ入院養生為加」ているが、元来難治の病気なので薬効もなく、回復の期限も不明である。「病室モ及不足<sup>ふそくにおよん</sup>」できているので、今後の同人の引取り先を検討してもらえないか、という内容である。

これにより山本がこの時点でもまだ軍務官治療所に収容されていたことが明らかとなる。照会の日付からして、先の仙台藩邸の差返＝下賜

をめぐる三者間のやりとりの最中である。4月6日付⑤-Bの申牒には、「当時病人モ多人数發生罷在」、窮屈になってきたと記されているが、頭取中の照会の「病室モ及不足」と通じる表現である。治る見込みのない眼病の人間をいつまでも置いておくわけにはいかないというのであろう、退院を迫ったのである。

頭取中からの照会に対して、翌4月3日付で軍務官は照会内容とともに弁事宛に次のように知らせた。「昨年御嫌疑ノ砌、盲人ノ儀故、不取敢入院申付置候儀ニ候へハ、今般王事ニ勤勞不致候藩へ御預被仰付度、此段及御掛合候也」。そしてこの末尾には「但、薩州藩へ預相成ヨシ」との不確定情報が追記されている。「王事ニ勤勞不致候藩」という点では矛盾するが、もう一度薩摩藩邸に戻そうとしていたのだろうか。

それはともかくとして、弁事（留守官）からは4月9日付で、東京に伺っているが何らの問い合わせもないとの回答があった。その後も事情は変わらず、7月8日には、治療所は軍務官に代わった兵部省の管轄下に入った。そして8月9日付で兵部省は弁官（弁事の後身）宛に「猶又及御催促」のだが、同日付の弁官の回答は「猶追々可及御答候也」というものであった。この時期まで山本は治療所にいたのである。しかし、前日の8月8日付で治療所は廃止された。7月27日付の兵部省から政府宛の伺によれば、「昨年中御取定ニ相成候京都陸軍中附属治療所、最早必要ニモ無之候間、廃止申度」とのことだった。これを受けて8月8日付で京都兵部省から治療所宛に廃止が通達され、「諸役惣て差免」されることになった。5月の五稜郭開城によって戊辰戦争が終わったことが背景にあるのだろうか。治療所もまた戦時病院という性格を持っていたからである。

「竹内2004」(p.93)は、「然しこれでは明治三年四月に登傭される間の覚馬の居場所がなくなってしまう。実情は、〔中略〕明治三年十月

頃迄治療所は残務処理の為、遣されていたと考えるのがよいように思われる」と記している。これに対して、筆者は兵部省治療所の廃止によって山本は退院となり、放免されたと考える（赦免の時期は別として）。「兵部省食客」という位置づけは、山本の入院・入所中からの可能性もあるが、廃所＝退院後に「直様留置」かれ、兵部省関係者への教授などの対価として生活の資を与えるためそのように位置づけられたと考える。

### (5) 兵部省治療所廃止後の山本覚馬

先の広川安任『近世盲者鑑』には、山本が「赦ニ遇フテ出ツ、時ニ京師ニ洋書ヲ解スルモノナシ、覚馬即チ広瀬元周ト謀リ洋書ヲ講セシメ、自ラ亦之ヲ説明シ、能クソノ情義ヲ通暢セシメタリ、此ニ於テ之ヲ信スルモノ益多ク覚馬ノ名、京中ヲ動セリ」、そして槇村が山本の「人トナリヲ偉トシ」、京都府への登用に動いたとする<sup>22)</sup>。

『山本覚馬伝』には、時期は明示されていないが、山本が「二条の橋の西詰に住んでいた」(p.173)、「釈放されて二条木屋町東入黄檗書林（今は北側）の隣り路地に仮住居をしておいた」(p.66)と記している<sup>23)</sup>。広川が記すところから考えても、『山本覚馬伝』に記された内容は明治3年4月に山本が京都府に登用される前のことになる。

山本がともに洋書を講じたという広瀬元周は甲斐国の生まれ、京に上って広瀬元恭の塾に学び蘭学・医学を修め、のち元恭の養子となっている。広沢前掲書は、京に来た山本がともに国事を謀った藩外の人物として蘭医広瀬元恭・元周、栗原只一<sup>24)</sup>の名を挙げ、また「西周助・佐久間修理ノ京ニ在ルニ方テハ、毎ニ就テ疑義ヲ質問セリ」とある。元周には医学書などもあるが、明治5年3月付で京都勸業場蔵版として『工作提要 初編』3冊を抄訳し、「御用書物所村

上勤兵衛」によって刊行している。序文は榎村正直である。これなどは、山本が「広瀬元周ト謀リ洋書ヲ講セシメ」云々と書いている洋書(翻訳語の片仮名表記から蘭書と思われる)にあたるのではないだろうか。山本の名は表に出ているが、榎村が序を寄せていることが注目される。内容は、鉄具や木材の塗画法、仮漆や油漆の製造法、製革法などの説明となっている。

広瀬元周は養父の元恭や新宮涼介・江馬権之介〔榴園〕らとともに、慶応4年7月17日付で軍務官病院の医師となり、また明治2年2月17日付で「軍務官附属治療所用医」となっている。山本と広瀬父子は軍務官病院や兵部省治療所で出会っていたであろうが、広川の記すところからすると、すでに早く広瀬父子とは交わりを結んでいるようにも受け取れる(「竹内2004」pp.91-93も参照)。

---

### 第3節 山本覚馬の京都府登用に至る経緯

---

#### (1) 山本覚馬と松田道之・榎村正直・藤村紫朗

寺尾前掲書は、「然らば覚馬を誰が京都府にひいたか。この間の経緯は判明しない」と述べ、山本の講筵に列した府吏員として榎村正直のほか松田道之(正人)・藤村紫朗(信郷、四郎)の名を挙げている<sup>25)</sup>。この3名は、『山本覚馬伝』(p.177)やその翌年に刊行された『大沢善助翁』でふれられ、前書では、「なかでも松田は最も先生と親交があった」としている<sup>26)</sup>。しかし、同書が「松田も藤村も当時は榎村の下の官員」と書いている点について寺尾氏が誤りを指摘しているように、藤村は少参事で権大参事榎村の下僚にあたるが、大参事松田は榎村の上司になる。廃藩置県後の明治4年10月の府県官制の制定により、翌11月22日、松田は天津県令に、藤村は大阪府参事に転じたが、榎村は同日で京

都府参事となり、その後は権知事を経て明治10年1月には知事となって初期京都府政史に名を残した。そうした「結果」から松田・藤村が京都府に在職していた時期を見るせいか、松田・藤村在職の時期にも榎村ひとりで采配をとっていたかのような錯誤に陥りがちである。しかし、松田にしても藤村にしても地方官として名を残した人物である。京都府時代の両名についてもこうした点をおさえておく必要はあるだろう。

彼ら3名のうち、山本覚馬と京都府との初期の接点を考える上で注目したいのが兵部権少丞兼府少参事の藤村紫朗である。その肩書きが示すように兵部省と京都府とをつなぐ人物である。なお、当該期には馬場氏就(蒼心、久留米水天宮神職の子、真木保臣の弟)も権大参事に就いていたが、当該期の山本覚馬との直接的な関係は今のところ見えてこない。明治6年3月2日付で免じられている。

#### (2) 軍務官・兵部省官吏藤村紫朗

熊本藩士藤村紫朗の官歴<sup>27)</sup>を見ると、慶応4年6月16日付で軍務官出仕となって各地へ率兵派遣されたのち、明治2年9月25日付で軍務官改め兵部省への出仕を申し付けられ、11月8日には兵部権少丞に昇っている。9月4日の兵部大輔大村益次郎の遭難、あるいは後述する9月24日の皇后東啓への市民による大規模な反対運動と関わる人事であったのかもしれない。

兵部省の前身にあたる軍務官は、慶応4年閏4月21日の官制改革で、軍防事務局(海軍局・陸軍局などを所管)に代わって設けられた。陸軍局は、元京都守護職邸跡(現在の府庁や文化庁の所在地)に置かれていたが、5月7日付で軍務官と入れ替わる。明治2年3月の天皇再東幸によって太政官は東京に移り、先だつ2月25日には京都に留守官を置く事が告げられた。



ついで、7月8日の官制改革により、軍務官が兵部省に再編されるとともに本庁は東京に移り、これより前の2日付で京都軍務官が二条城北の元所司代屋敷跡に移すことが達せられる(実際の移転は10月)。兵部省本庁は東京に設けられたため京都兵部省などと称されるようになる。この時、それまで元所司代屋敷跡に置かれていた府庁が軍務官と入れ替わって移転する。なお、先に見たように、山本が収容されていた兵部省治療所は8月8日付で廃止されている。

ついで、後述する粟田口止刑一件がおこった明治2年12月20日付で京都兵部省も廃止となる(『法令全書』では23日付)。そして、京都には「戍兵」(駐屯兵)の管轄責任者として同月26日付で藤村紫朗が京都府権少参事を兼任し、官員等も京都府へ引き移されることになったのである。これにより京都兵部省出張所などと呼ばれた。翌明治3年2月20日には京都兵部省出張所が二条城に駐屯する諸藩兵からなる兵隊を管轄することになったが、ほぼ1年後の明治4年1月17日に廃止され、在京の兵隊は大阪兵部省出張所の管轄下に入れられた。その間の明治3年6月7日付で藤村は兵部少丞に昇任、12月11日付でこれを免じられ京都府少参事専任となった<sup>28)</sup>。

あらためて確認すれば、明治3年3月28日付で先の弁官宛伺書が出された当時、兵部省本省は東京にあり、京都には府庁のもとに京都兵部省出張所が置かれ、兵部権少丞兼京都府少参事藤村紫朗の管轄下にあった。

藤村が兵部省に出仕したのが明治2年9月25日付で、すでに7月27日付で兵部省治療所は廃止されていたが、黄檗書林など市中の寓居にいた「兵部省食客」山本覚馬と親しく接することができるようになったのだろう。また、松田と同じく鳥取藩士で先輩の河田景与(佐久馬)が8月14日付で兵部大丞となっていたから、

山本を「直様留置」く上で河田の意向が働いていた可能性もある。

このように考えてくると、藤村は、府少参事兼任となって府政に関わる前から山本覚馬を知る立場にあったと推定できる。さらに、先の伺書の中で引かれた兵部省からの回答に「是迄ノ勤学ノ力ヲ以テ諸人ノ教授モ随意ニ相調」えたとあるが、この「諸人」の中に藤村ほか松田や榎村がいたと考えることも無理ではない。

### (3) 大村益次郎遭難、粟田口止刑一件、留守官と京都府の合併

藤村が兵部省に出仕した明治2年9月25日前後におこった京都府を揺るがす2つの出来事、すなわち大村益次郎遭難と皇后東啓に即して山本覚馬が京都府に登用されるまでの経緯について考察する。

京都府から弁官宛に山本覚馬登用の伺書が出された日付、明治3年3月28日という日に着目してみる。長谷知事・松田大参事・榎村権大参事の官歴を見ると、伺書の日付の前後にそれぞれ次のような記載がある。まず、長谷と松田は前年12月24日付で「札問之筋有之ニ付、至急東京へ可罷出事」を命じられている。ついで長谷は明治3年3月28日には「止刑之儀取計方手落ニ及候ニ付謹慎被仰」、4月7日付で謹慎を免じられている。松田も同日に同様の文面で謹慎、4月18日付で赦された。それに対して榎村の東京への召喚はやや遅れて1月28日付であり、4月2日に長谷・松田と同一の文面で謹慎、4月22日付で赦されている<sup>29)</sup>。榎村の召喚と処分が遅れた理由は後述するが、当該期の府庁トップ3名が、先の弁官宛伺書が出された当日ないしはその直後にいずれも謹慎を言い渡されていたことがわかる。権大参事の馬場氏就、長谷・松田の召喚直後の26日付で少参事を兼任した藤村紫朗、ほか権少参事たちは連座を免れている。

履歴に記された「止刑之儀取計方手落ニ及」とは、いわゆる粟田口止刑一件を指す。明治2年9月4日に京都木屋町で兵部大輔大村益次郎が襲撃されて11月5日に亡くなった。捕らえられた犯人たちの処刑当日12月20日、弾正大忠海江田信義ら守旧派が抛る京都弾正台によって、勅裁を経た処刑が実施寸前で中止させられるという思わぬトラブルが発生した。22日付で長谷・松田・横村が「天裁」を蔑ろにしたとして待命伺を弁官宛に呈上し<sup>30)</sup>、その結果、責任を問われて京都府側では長谷・松田・横村が、弾正台の海江田らとともに謹慎処分を受けたのである。これに対して、京都兵部省からは執行中止を憤り、留守官へ建議が出されている<sup>31)</sup>。こうして明治2年末から翌年4月下旬まで京都府は異常事態に陥ったのであるが、そのさなかに藤村の少参事兼任、山本覚馬の登用があったことがわかる。この異常事態に対して政府がどのような措置にでたのか、この間の経緯を考えるうえであらためて留守官という存在が重要だとわかる<sup>32)</sup>。

府政トップ3名が職務上不在となるなか、1月8日付で次のような府吏員の人事異動が行われた。まず、留守長官・大納言の中御門経之が府事務取扱となり（～4月20日）、留守次官岩下方平が府権知事兼任となった（～3月12日、後任の権知事は既に3月2日付で阿野公誠）。岩倉具視・大久保利通とつながる中御門と岩下が京都府政を監督する立場に立ったのである。また、兵部大丞河田景与が府大参事兼留守判官（～7月8日）、中弁・留守判官宇田淵（栗園）が府権大参事兼任となる（～4月）。河田は松田と同じ鳥取藩士で長州藩とのつながりが深く、宇田は幕末以来の岩倉の側近である。

こうした人事異動がなされたうえで、1月24日付で留守官が京都府へ合併され、長谷・松田の謹慎が解けた後、横村の謹慎が解ける2日前の4月20日付の達を経て5月7日に分離され

て宮中に戻される。その後、同年12月22日付で留守官の宮内省への合併に至る。山本覚馬の登用が、こうした留守官と京都府との合併という特異な政治状況のなかで行われたことを確認しておきたい。

#### (4) 留守官・京都府合併による「府中瓦解必然之勢」

粟田口止刑一件を機に留守官と京都府との合併によって府政への干渉、事態の收拾を図った政府であったが、その意図は裏目に出て京都府の混乱はいっそう激化した。当時の京都府および府庁内の様子は、中御門経之の2月5日付書簡<sup>33)</sup>によれば、前月以来「府中一同甚以不服之次第」とのことであり、その危機的な状況を次のように詳細に報じている。この書簡は宛先を欠くが、前月17日付の三条実美・岩倉具視・徳大寺実則から中御門に宛てられた書簡への返簡と考えられる。中御門は書中後段で宇田淵を翌日東京に派遣するので、委細情実を聞き取ってほしいと記している。この書簡は宇田の手を通して三条らに渡されたのであろう。また、1月17日付の三条らの書簡では、中弁土方久元（土佐藩士）が上京するので、同人から事情を聞き取ってほしいと伝えている。

書簡の前段は、「過日は土方中弁ヲ以被仰越候件々逐一拝承」、また「今般留守官御改政、京府合併被仰出候ニ付、夫々転任兼任何レも拜命相成」<sup>(ママ)</sup>だったが、中御門自身は府事務取扱を拜命したことについて、「不堪任、幾重ニも御断可申上存念」であったものの、土方の話の聞いたところ「其上押て御断可申上候も却て恐入候間、御受ハ仕候へ共、逆も不堪奉職故心痛仕候」と記す。

次に、「大村関係人行刑延引一件ニ付、知事大参事被為召候義、府中一同甚以不服之次第、既正月以書取申上候」と、長谷知事と松田大参事の召喚が府中（府庁吏員）に与えた動揺を伝

える。加えて、「留守官合併且経之事務取扱被仰付、河田・宇田等兼任被仰付、弥人心疑惑ヲ懷候て不容易形勢」にあったところ、「一昨三日、今村〔英信〕大属帰京ニて、其御表〔東京での〕知事参事御札問之次第、彈台詰問之次第等委曲咄候ニ付てハ弥以人心<sup>あれこれ</sup>彼是仕、一同退身或ハ一同東京へ出願杯申居不容易次第」に至っていると、当時のただならぬ状況を伝えている。

こうしたなか、「又々榎村権大参事御札問之筋ニ付被召候義、自然申渡候ハ、即時府中瓦解必然之勢、実ニ当惑心痛仕候」と危機感を露わにしている。河田景与・藤村紫朗とも話し合ったところ、「迎も申渡候てハ府中難維持趣深心痛之事ニ候、右ニ付御札問之筋至急被召候義ヲ遅延仕候段は幾重も恐入存候」と懇願するのである。「自然一度府中瓦解ニ至り候てハ市中人民難治、彼是進退相極」ので、「暫御沙汰書抑留仕候」と、榎村召喚の御沙汰書を留め置いていることを打ち明ける。中御門は、「御沙汰書抑留之罪ハ何体蒙御譴責候共、眼前之御用支ニハ難換決心取計候事ニ候、何体御咎被仰付候共不苦、何分国家之御為無異相治候様可然御賢考願上候」と書き綴り、とにかく国家のため穏便に収まるようお考えいただきたいと強く伝えている。先の榎村の召喚命令が長谷・松田よりひと月以上遅れた1月28日付であった理由も書簡から窺える。

なお、「榎村正直履歴書」によると、前年末からの長州藩での諸隊脱退騒動が1月には激化し、榎村はその鎮圧に赴こうとしたものの中御門に制止され、逆に府庁内の属僚の面前で東京への召喚を告げられたという<sup>34)</sup>。騒動は2月11日頃には鎮圧されるから、先の2月5日付中御門書簡が書かれた頃であろう。榎村召喚状が本人に伝えられた経緯については今後の検討課題としておきたい。

再び中御門書簡に戻ろう。府吏員たちの危機感の大きな原因は、10月5日に京都を出発し

た皇后の東啓によるものであった。ただでさえ天皇の再東幸によって京都市中の衰微は甚だしいものとなり、活計の途に迷う者が多くなっていた。そうした状況下にあったところ、9月19日になって東啓が10月5日に確定したことが知らされた。東啓は遷都につながるとして、ことに洛中の市民が反対運動を繰り広げ、24日には町組単位となって石薬師御門周辺に千人ほどが集まり抗議したのである<sup>35)</sup>。

3月の天皇再東幸にあたっては、翌年の3、4月を期して還幸し、冬には京都で大嘗会を執行するとのことであったが（『明治天皇紀』明治3年3月14日条）、皇后の東啓はこれを反故として、暗に遷都を実行するものと受けとめられた。そのため京都府は29日に、皇后東啓が遷都を意味するわけではないので流言や風説に惑わされないように市民を説諭し、翌3年春には還幸し、冬には大嘗会を京都で執行すると約束し、生産に励むよう告げて辛うじて市民を慰撫したのである<sup>36)</sup>。京都府は、他方で政府には勸業資金の下賜、洛中地子免除をたびたび懇請する。こうした経緯があったところへ12月20日の粟田口止刑一件がおこり、長谷と松田の召喚、ついで留守官と京都府との合併となった。そして、約束した還幸期限の3月が迫り、東京からは還幸延期論も聞こえ始める。中御門には、榎村の召喚が府庁内に溜まったガスに火を点けるに等しい行為と思えたのだろう。

##### (5) 洛中地子免除・産業基立金下賜と山本覚馬の京都府登用

明治3年4月6日付で留守長官中御門宛に出された三条・岩倉・徳大寺連署の書簡には、「還幸御延引ニ付、段々御尽力、府下人心も安堵致候趣、於政府一同も安心致候、全<sup>まったく</sup>京都府在職之輩<sup>ひとかたならざる</sup>不<sup>えんざつせしめ</sup>一方周旋ト令遠察候、一同へ能々御伝へ可給候」とある。わずか2ヵ月間での京都のこの著しい変わり様は何によるのか。その理

由が次に記されている—「地子免除并基金御下渡<sup>(ママ)</sup>ニ相成候ニ付御入念御申越之旨承候、去一日、天恩拝謝云々、地主賀茂参詣云々等ノ事、是又承知致候」と、中御門から伝えられたことを再記している。

書簡中の「地子免除并基金御下渡」について、たとえば『京都の歴史』第10巻「年表・事典」<sup>37)</sup>によれば、3月8日に「太政官、京都市中に産業基立金五万両を下付、さらに閏十月にも同額を下付する」、ついで同月<sup>(19)</sup>20日には「大年寄以下町役を集めて、還幸延期の令を發し、地子免除を市民に布告する」と記され、第7巻にはそれらに相応する記述がなされている。

また、『法令全書』では、2月27日付で留守官と京都府へ「洛中<sup>(ママ)</sup>外境界御改正ニ相成、洛中ハ従前之通地子免除被仰付候事」、3月8日付で京都府へ「今般格別之御詮議ヲ以、其府下人民産業基立金トシテ五万両被渡下候間、取計方行届候様御沙汰候事」との記載がある。

さらに、『明治天皇紀』明治3年3月8日条は、京都府では客冬以来頻りに地租の免除、金穀の下賜を稟請してきたが、凶作に加えて国費の多端を理由に、また政府内で異論もあってなかなか決定に至らなかった。しかし、還幸延期が噂されるようになったため、「京都府更に前請を<sup>かき</sup>申ねて已まず、是に於て去月〔2月〕洛中の地子を免除し、又是の日〔3月8日〕、産業基立金として金五万両を下賜し、以て民心を綏撫せしむ、後日更に金五万両の下賜」があったと記す。

以上に掲げたそれぞれの記載内容の日付は、それ自体としては正しい。しかし、發令日と市中に伝えられた日との間にズレがあった。当時の京都府は、地子免除・産業基立金下賜を一体のものとし、それとあわせて還幸延期を市民に知らせることを狙っていた。そのことは、歴史館所蔵の「京都府史第1編 第47号制度部租法類2」中「洛中地子免除始末」および「京

都府史第1編 第3号 制度部勸業類1」中「産業基立金事件」に記載された一連の史料から明らかになる。

上記3件の関連性＝一体性を示す一例として、「洛中地子免除始末」に掲載の京都府から留守官弁事宛の3月付請願は、次のように記す—「此度地子免除御沙汰相成、依テ還幸御延引之儀モ〔京都府へ〕御發令有之候処、先書願出候通、一ト通り之儀ニテハ人心納得仕間敷、若沸騰後ニ至リ、兼テ願出之金穀御備之儀御沙汰相成候テハ時機ニ後レ其詮少ク、甚以残念之至リニ候間、願クハ右金穀御備置之儀急速御沙汰有之度候事」。この請願に応じて政府はようやく金穀の下賜を決定し、3月8日付で京都府へ伝えたのであり、その後それが京都府へ届くのだが、京都府では受理の日付を、実際かどうかは別として3月18日一同日付で留守官は還幸延期を布告—をとしている。また、「産業基立金事件」には次のように記されている—「本府既ニ官令及ヒ内諭ヲ得、因テ具サニ朝旨ヲ体遵シ、是ノ月〔3月〕十九日大年寄諸町役ヲ召シ始メテ還幸延期ノ令ヲ發シシ及ヒ地子免除、生産基金ノ恩命ヲ伝へ、廿日遂ニ諭文ヲ以て市中人民ニ布告ス」。4月6日付の中御門宛三条らの書簡は、こうした経緯の報告を受けて出されたものといえる。また、先の諸書に掲載された日付の根拠も以上により自ずと明らかだろう。

叙上の考察からは、還幸延期の市民への公表にあたっては、(洛中洛外境界改正と一体となった)地子免除・産業基立金下賜とが、当時の留守官・京都府にとって譲ることのできない2条件だったことがわかる。そして、布告の9日後の3月28日付で山本覚馬登用の弁官宛伺書が出され、それと同日に長谷・松田の謹慎処分が發令される。こうした経緯を考えれば山本覚馬登用の目的が、産業基立金の使途に関わっていたと理解できる。それを踏るうえでの当時の最



適任者として「兵部省食客」山本覚馬が、すでに物産引立会所が設けられた1月中には注目されていたのであろう。先の2月5日付中御門書簡中に「河田、藤村ニも談合」したとあるから、そこで山本について話題になったことも十分考えられる。留守官と京都府が一体化していたことが、かえって山本の登用を容易にした面もあるだろう。加えて山本は岩倉ほか政府要路にも知られている。

かくして、山本登用をめぐる京都府から兵部省宛の打診、ついで兵部省の内諾、そして3月28日付の京都府から留守官弁官への登用願が円滑に行われた。実際にはこれらはいずれも藤村が河田と図って実施したと考えるのが合理的である。弁官宛伺書には藤村の捺印しかなく、それがその事実を証している。もちろん、召喚、謹慎処分が遅れた横村との間で合意があった可能性を排するものではない。いずれにしろ、「外国ノ事情モ心得居、有用ノ者」山本覚馬は、「海外ノ事ニ<sup>くわしき</sup>委敷人材無之」京都府にとっては必要な人材だったのである。4月2日付での横村謹慎ののち4月14日付で山本の登用が政府（留守官）によって許可され、18日には松田の謹慎が赦され、20日には河田は御用ありとのことで東行を命じられる。そして、横村の謹慎が22日に許される。還幸延期に対する市中の不満への対策としての洛中地子免除・産業基金金下賜、加えて山本覚馬の登用を一体のものとしてとらえる必要がある。

---

## 総括と展望

---

以上の考察によって以下の諸点が明らかになった。

第1に、慶応4年（明治元年）の薩摩藩邸での捕囚の身から明治3年4月の京都府登用に至る間の山本覚馬の動静が、竹内氏が明らかにし

た諸史料などにも掘りながらかなり具体的にになったことである。

第2に、京都府が山本覚馬を登用する時期は、当時の京都府トップ3名が職務上不在の時期であったこと、そうしたなか、兵部権少丞兼京都府少参事藤村紫朗の役割が大きかったということ、それとの関連で山本雇用における横村の役割の過大評価を見直す必要性にもふれた。

上記と関連するが、第3に、京都府における山本覚馬登用は、留守官と京都府とが合併するという特異な時期に行われたということを強調しておく。天皇再東幸について皇后東啓に対する市中の反対、また粟田口止刑一件にともなう府政トップ3名への謹慎措置に対する反発が重層し、市中の衰微と市民の反発は還幸延期（その先に事実上の遷都がある）を契機に「沸騰」、換言すれば騒擾にも発展しかねないという京都府吏員の強い危機感があった。留守官と京都府との合併がその危機感を増幅させ、彼らは洛中地子免除と産業基金金の下賜を実現、この両件と還幸延期を一体のものとして市中に公表、懇諭することで天恩を感戴せしめることにまずは成功した。

最後に、山本の登用は、まさに産業基金金の使途、利用法を考えるうえでのアドバイザーであり、プランナーとしての役割であったであろうということである。その上で、次の2点を展望とともに補足しておく。

一つは、山本への期待の先には、慶応期に長崎で知り合ったカール・レーマンがいたことである。カール・レーマンの本職は造船技師であったが、明治2年当時は大阪の川口居留地でレーマン＝ハルトマン商社を営み、蒸気船や機械類の輸入などを手がけていた。また幅広い知識や情報も身につけ、山本の「管見」にも影響を与えた。もう一つは、洛中地子免除と産業基金金下賜は、さしあたっては還幸延期の代償であったが、もし京都の民生安定が進まなければ、い

つまた市中の不穏な状況が再燃するかも計り知れない。その意味では、京都府の施策の成否は遷都の実質化にも影響しかねない。民生安定についてしかるべき結果を早急に出さなくてはならない京都府にはきわめて重大な役割が課せられたことを意味する。以上の2点が、京都府のその後の施策にどのように具体化されたのかを整理しつつ確認することを課題としておきたい。

#### 【謝辞】

末尾にあたって、次の諸機関などには直接・間接にたいへんお世話になりました。お礼を申し上げます。国立国会図書館（デジタルコレクション）、国立公文書館（デジタルアーカイブ）、同志社大学デジタルコレクション、京都府立京都学・歴史館、京都府立図書館、貝葉書院（河村家）。

#### 【利益相反】

利益相反は生じない。

#### 【註】

- 1) 竹内力雄. 山本覚馬覚え書. 同志社談叢. **2001**, 同志社社史資料室, 21号. 「山本覚馬」覚え書(二) - (四). 同志社談叢. **2002-2004**, 22-24号. 「山本覚馬」覚え書(五). 同志社談叢. **2014**, 34号. 山本覚馬建白(管見). **2014**, 竹内力雄, 京都. 本文中では、「竹内2001」のように出版年で示す. なお、「竹内2014」は34号掲載分の改訂増補版である『山本覚馬建白(管見)』の方を指す.
- 2) 太政官. 復古記 第1冊. **1930**, 内外書籍, 東京, p. 444.  
【NDL】 <https://dl.ndl.go.jp/ja/pid/1148133/1/1> (閲覧日: 2024年1月5日).
- 3) 荒木康彦. 近代日独交渉史研究序説. **2003**, 雄松堂出版, 東京. また、「竹内2002」「竹内2014」も参照.
- 4) 保険銀行時報. **1921**, 1053号, 保険銀行時報社, p. 6. また, 細谷進二. 勧誘精神と保険勧誘者. **1922**, 保険と家庭社, 東京. p. 29. も参照. なお, 吉海直人氏が、『山本覚馬伝』の稿本の作成者竹林熊彦が1921年の文章中で「皇礎志」の名を挙げていていることにふれている(新出『管見』の紹介. 総合文化研究所紀要, 36号. 同志社女子大学, **2019**, p. 20).
- 5) 大西友三郎. 山本覚馬の建白書「管見」の写本について. 同志社大学図書館報びりおてか. 32号, 同図書館, **1982**, pp. 15-16. なお, 原本は「山本覚馬建白」の名で「同志社大学デジタルコレクション」において閲覧できる.  
【同志社大学学術リポジトリ】  
<https://doshisha.repo.nii.ac.jp/records/29158> (閲覧日: 2024年1月5日). 吉海直人. 新出『管見』の紹介. 総合文化研究所紀要, 36号, 同志社女子大学, **2019**, pp. 19-28. および大島中正ほか編, 同志社女子大学史料センター叢書IV: 山本覚馬建白「管見」一釈文, 読み下し文, 現代語訳, 英語訳一. **2020**, 同志社女子大学史料センター, 京都. も参照.
- 6) 吉海前掲論文参照.
- 7) 鹿児島県維新史料編さん所編. 鹿児島県史料忠義公史料, 第5巻. **1978**, 鹿児島県, 鹿児島. pp. 746-749.
- 8) 原口令成. 高名代言人列伝. **1886**, 土屋忠兵衛, 東京. pp. 117-127.  
【NDL】 <https://dl.ndl.go.jp/ja/pid/778316/1/1> (閲覧日: 2024年1月5日). ほかに, 野沢鶏一. 星亨とその時代1・2. **1984**, 平凡社 [東洋文庫], 東京. の解説(川崎勝執筆)も参照.
- 9) 京都府立京都学・歴史館所蔵. また, 同館蔵「御達書10-01-15」も参照. 本稿では, 同館所蔵(開架)の「京都府史」(複製品での閲覧)を使用している. 「京都府史」の他の簿冊も含め, 同史料にはページ番号もしくは丁付がないため該当事項の日付で引用箇所を示す.
- 10) 寺尾宏二. 明治初期京都経済史. **1943**, 大雅堂, 京都. p. 3.
- 11) 寺尾宏二前掲書. p. 4.
- 12) 広沢安任. 近世盲者鑑. **1889**, 青松之室, 東京. 14.  
【NDL】 <https://dl.ndl.go.jp/ja/pid/1184890/1/1> (閲覧日: 2024年1月5日). 同書の版權所有者が小松清治であることが注目される(「竹内2001」p. 102). 会津藩士広沢安任(富次郎, 牧老人)は幕末期に山本と志をともし, また佐々木只三郎の実兄手代木勝任とともに在京公用人であった. 鳥羽・伏見の戦い後に捕縛, 各地に収獄され, 会津戦争終結後, 会津藩が移された下北の斗南藩の少参事となり, 廃藩後も留まって明治5年に同地に洋式牧場開牧社(のち広沢牧場)を開いた(松本健一, 犢を逐いて青山に入る: 会津



- 史録 明治前, 1968, 第一法規出版, 東京. pp. 102-121) を挙げておく. 京都兵部省からの建議については, 同書 p. 116 を参照.
- 32) 留守官については, 高木博志, 東京「奠都」と留守官. 日本史研究, 1987, 日本史研究会, p. 296. 33-59. が先駆的な研究であり, 教示される点が多い.
- 33) 以下, 中御門関係の書簡については, 早稲田大学社会科学研究所編刊. 中御門家経之文書, 上巻. 1964, 東京. pp. 288-291. を参照.
- 34) 布引敏雄前掲書. p. 219.
- 35) 小林丈広. 明治維新と京都. 1998, 臨川書店, 京都. pp. 89-90 などを参照.
- 36) 京都府立総合史料館編, 京都府百年の資料 社会編. 1972, 京都府, 京都, pp. 1-4.
- 37) 京都市. 京都の歴史, 第 10 巻. 1976, 京都市編さん所, 京都, p. 426.